

一般不妊治療費の一部を助成します



☆不妊治療を受けているご夫婦の、経済的な負担の軽減をはかるために、治療等に要する経費の一部を助成します。令和5年度に申請される場合、令和4年4月以降の治療費が助成の対象となります。

☆対象となる治療

・一般不妊治療（人工授精）に要した保険適用の対象となる治療
（体外受精および顕微授精等の特定不妊治療を除く）

・一般不妊治療に関し、医療機関から交付された処方箋により調剤した薬

※令和5年度に申請される場合、令和4年4月以降の治療費が助成の対象となります。

☆対象となる人

下記の①～⑦のすべてに該当する人

- ①婚姻の届出をした夫婦
- ②医療機関において不妊症と診断された夫婦
- ③治療期間の初日における妻の年齢が40歳以下である
- ④治療を受けている期間において、他の自治体の助成を受けていない。
- ⑤一般不妊治療を受けた日から申請日までの間、夫婦のいずれかが継続して菊陽町に住民登録があり、かつ居住している。
- ⑥夫婦のいずれも町税を完納している。
- ⑦夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの間に申請をする場合は、前々年の所得）の合計額が730万円未満である。

☆助成金額

・保険適用内の治療における**治療費の自己負担分**とします。

・助成額は、対象経費の合計額とします。ただし、一組の夫婦について**4万円を限度**とします。

※令和5年度より上限額を変更しています。

※他自治体（転入前の自治体等）で助成を受けていた場合は、その金額を差し引いた金額が菊陽町での助成金額となります。

☆申請に必要なもの

1. 菊陽町一般不妊治療費助成事業申請書（別記様式第1号）
2. 菊陽町一般不妊治療費助成事業に関する同意書（別記様式第2号）

次に該当する場合は当該書類も必ず添付してください。

①夫婦のいずれか一方が菊陽町外に住民登録がある人

：戸籍謄本

②令和5年1月1日（令和5年5月までに申請される場合は令和4年1月1日）に菊陽町に住民登録がない人

：所得証明書

3. 一般不妊治療費助成事業受診等証明書（別記様式第3号）※医療機関が記入します。
4. 一般不妊治療に係る領収書、診療明細書
5. 印鑑、助成を受ける人の通帳
6. 免許証等の本人が確認できるもの
7. 他自治体（転入前の自治体等）で一般不妊治療の助成を受けていた場合、助成を受けていたことを証明できるもの（決定通知書等）

※1、2、3の書類は菊陽町役場健康・保険課に受取りに来てください。郵送をご希望の際は下記連絡先までお問合せください。

※申請期間は、人工授精を受けた日の属する月の初日から起算して**1年以内**となります。

☆申請先

菊陽町役場 健康・保険課

8時30分から17時15分まで

※土・日曜日・祝日は除く。